

地下タンク漏えい防止規制対応推進事業に関する意見書

近年、円高の影響や、少子高齢化・過疎化に伴うガソリンや灯油の需要減少により、ガソリンスタンドが急激に減少している。

そんな中、平成23年2月の消防法改正により、地下タンクに関する規制が強化され、対象となる地下タンクについては、漏えい防止の措置を行うことが義務付けられた。

しかし、措置を行うためには、一件あたり数百万円の費用が必要となり、中小零細企業が大多数を占めるガソリンスタンド業界にとって、その負担は極めて大きい。

国におかれても、消防法の改正に係る激変緩和措置として、平成23年度から、「地下タンク漏えい防止規制対応推進事業」を実施し、対象者に措置費用を補助しているが、平成23年度の予算額では、補助を希望する事業者全てには補助が行き届いていない。

しかし、地下タンクの措置は、平成25年2月までに実施しなければならず、このままでは、補助を受けられない事業者が廃業するケースが急増する恐れがある。

公共交通機関が脆弱な山間部等では、自動車の利用が不可欠であり、ガソリンスタンドの減少は、住民の日常生活に深刻な影響を及ぼしかねない。

よって、国におかれては、希望者に補助が行き届くよう、地下タンク漏えい防止規制対応推進事業の予算額を大幅に増加されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

国家戦略担当大臣